

監査結果公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成30年度財政援助団体等の監査の結果について

平成31年1月25日

東かがわ市監査委員 楠 田 敬

東かがわ市監査委員 三 好 良 治

東かがわ市監査委員 渡 邊 堅 次

平成30年度

財政援助団体等監査報告書

東かがわ市監査委員

本報告書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第9項の規定により東かがわ市議会及び東かがわ市長に報告するものである。

平成31年1月

東かがわ市監査委員	楠 田 敬
同	三 好 良 治
同	渡 邊 堅 次

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、東かがわ市監査基準に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

財政援助団体等監査(地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による監査)

第3 監査の対象

1 東かがわ市国際交流協会

東かがわ市国際交流団体活動補助金

ア 趣旨

この補助金は、東かがわ市の国際交流を推進するとともに、東かがわ市民の国際感覚の醸成を図るため、東かがわ市が国際交流関係団体（以下「団体」という。）の活動に対する経費の一部を助成するもの（補助率 5割）

イ 東かがわ市国際交流団体活動補助金(直近3ヶ年度)

平成28年度	平成29年度	平成30年度
500,000円	1,000,000円	1,000,000円

※平成30年度については、交付決定額

ウ 補助対象経費収支

収入の部

費目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市補助金	500,000円	1,000,000円	1,000,000円
自己負担金	1,039,777円	840,166円	625,000円
計	1,539,777円	1,840,166円	1,625,000円

支出の部

費目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
補助対象経費	1,311,391円	1,506,150円	1,600,000円
補助対象外経費	228,386円	334,016円	25,000円
計	1,539,777円	1,840,166円	1,625,000円

※平成30年度については、収入の部、支出の部ともに交付決定額に対する予算額

2 公益社団法人東かがわ市シルバー人材センター

公益社団法人東かがわ市シルバー人材センター事業費補助金

ア 趣旨

東かがわ市公益社団法人東かがわ市シルバー人材センターの実施する事業の円滑な運営を促進するため、センターが行う事業に要する経費の一部について、高年齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業)交付要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付するもの

(補助率 10割)

イ 公益社団法人東かがわ市シルバー人材センター事業費補助金(直近3ヶ年度)

平成28年度	平成29年度	平成30年度
7,500,000円	7,500,000円	7,400,000円

※平成30年度については、交付決定額

ウ 収支状況

(単位：円)

区分	項目	平成28年度 決算	平成29年度 決算	平成30年度 (当初) 予算
経常収益	市からの補助金 (割合%)	7,500,000 (3.9)	7,500,000 (4.2)	7,400,000 (3.1)
	他の収益 (割合%)	186,133,325 (96.1)	170,244,915 (95.8)	231,576,000 (96.9)
	計 (割合%)	193,633,325 (100.0)	177,744,915 (100.0)	238,976,000 (100.0)
経常費用	経常費用計 (うち支払配分金)	194,928,909 (151,644,554)	179,173,645 (136,838,631)	238,234,000 (193,000,000)

注 平成28年度及び平成29年度決算は、正味財産増減計算書の額による。

第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示等の妥当性等

第5 監査の主な実施内容

平成27年度、平成28年度並びに平成29年4月1日から平成29年8月31日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、実査、立会、確認、証憑突合、帳

簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して、監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

監査期日	監査の対象	実施場所	所管課名
H30.11.26	東かがわ市国際交流協会	市役所4階会議室	地域創生課
H30.11.27	公益社団法人東かがわ市シルバー人材センター	市シルバー人材センター	福祉課

※ 現地(実施場所)確認前、所管課の福祉課に、事前研究として調書・資料等の提出を求めた。

第7 監査の結果

監査した結果としては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、2団体とも全般的に概ね適正であったが、一部において指摘及び改善を要する事項が見受けられた。具体的な指摘及び改善を要する事項は、次のとおりである。なお、監査時の軽易な誤謬や失念による記載漏れは口頭指導にとどめた。今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

実施対象別の監査の改善等を求める事項の件数一覧表

実施対象	項目	指摘事項	注意事項	検討事項	要望事項	計
1	東かがわ市国際交流協会	2	—	2	—	4
2	地域創生課(所管課)	2	1	—	1	4
3	公益社団法人東かがわ市シルバー人材センター	—	—	—	1	1

備考

- 1 指摘事項とは、違法又は不当な事項で是正すべきもののうち重大なもの
- 2 注意事項とは、違法又は不当な事項で是正すべきもの、その他適性を欠く事項で是正すべきもの
- 3 検討事項とは、事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から改善に向けた検討を求めるもの、その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善に向けた検討を求めるもの
- 4 要望事項とは、制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

① 東かがわ市国際交流協会

指摘事項	
ア	<p>平成 29 年度補助金について</p> <p>平成 29 年度に交付された東かがわ市国際交流団体補助金100万円に対し、実績報告書が提出されていたが、その支出総額は 1,840,166 円となっており、支出された経費のうち補助金交付対象経費は、1,506,150 円であった。</p> <p>東かがわ市国際交流団体活動補助金要綱第4条第2項の補助率では経費の 2 分の 1以内の金額を補助するものであるが、補助金交付確定通知書には 100 万円と記載されて、同額の 100 万円が交付されていた。</p> <p>補助金が過剰交付されており、補助金交付要綱に抵触することから、当該補助金の超過交付分は返還するよう適切に措置されたい。</p>
イ	<p>平成 30 年度の補助金について</p> <p>平成 30 年度の補助金交付申請書は、5 月 1 日付けで補助申請額 100 万円で提出され、同日付けで同額の補助金交付決定通知書が通知されていた。</p> <p>その後、5 月 7 日付けで概算交付請求書が提出され、100 万円が支払われている。</p> <p>しかしながら、添付された予算書の支出の部の予備費を除く補助金対象経費は 160 万円となっており、補助金が東かがわ市国際交流団体活動補助金要綱に定める補助率 2 分の1以内を超え、同要綱に抵触する結果となっている。</p> <p>したがって、当該補助金の超過交付分については返還するなど、要綱に抵触しないよう適切に措置されたい。</p>
検討事項	
ア	<p>事務局体制について</p> <p>平成 29 年度から実施しているホストタウン事業については、当協会が、自主的に進めたものではなく市の事業の受け皿にされている感が否めない。</p> <p>また、協会の役員からは、事業実施の決定を協会の事務局を努める市(地域創生課)職員に先導されて、事業展開がされていた旨を聴取した。この結果、この事業の受入が上記の指摘事項にも記載した補助金の超過交付に繋がっていると判断できる。</p> <p>補助金交付申請に関する一連の書類からも覗えるが、実質的な事務処理は、会員でもない市(地域創生課)の職員だけに任されている状況下にある。</p> <p>できうるかぎり協会独自の事務局職員を採用して、市の職員の関与が及ばない体制作りが望まれる。</p>
イ	<p>収支伝票処理の確認について</p> <p>予算執行に関して収支伝票処理状況を確認したところ、通帳の管理者(市の職員)が会計処理を担っており、役員(会長・副会長)が伝票を確認している痕跡も見受けられず役員の関与のない予算執行が、恒常的に行われている状況が見受けられる。</p> <p>今後は協会役員が予算執行の会計処理の確認を定期的実施することが望まれる。</p>

② 東かがわ市地域創生課

指摘事項	
ア	<p>平成29年度補助金交付確定通知について</p> <p>平成 29 年度の補助金交付申請書は、6 月 1 日付けで補助申請額 100 万円が提出され、6 月 7 日付けで同額の補助金交付決定通知書が通知されていた。その後、6 月 9 日付けで概算交付請求書が提出され、100 万円が支払われている。</p> <p>また、平成 30 年 3 月 31 日付けで補助事業等実績報告書が補助金額 100 万円で提出され、平成 29 年 3 月 31 日付けで交付確定額 100 万円の交付確定通知書が通知されている。</p> <p>しかしながら、添付された予算書の支出の部の予備費を除く補助金対象経費は 1,618,000 円であり、決算額についても 1,840,166 円となっており、いずれも補助金が東かがわ市国際交流団体活動補助金要綱に定める補助率 2 分の 1 以内を超え、同要綱に抵触する結果となっている。</p> <p>このように、補助金交付決定通知書では要綱に定める金額以上の額で補助金交付決定通知書が通知されており、また、交付確定通知書では日付の誤りがあると共に交付確定金額が要綱に定める金額以上で確定されている。</p> <p>今後は補助金交付決定通知書及び交付確定通知書は予算書並びに決算書を精査され、適正な交付金額を確定されたい。</p> <p>また、当該補助金の超過交付分については、戻入を求めるなど、要綱に抵触しないよう適切に措置されたい。</p>
イ	<p>平成 30 年度の補助金交付決定について</p> <p>平成 30 年度の補助金交付申請書についても、5 月 1 日付けで補助申請額 100 万円が提出され、同日付けで同額の補助金交付決定通知書が通知されていた。</p> <p>その後、5 月 7 日付けで概算交付請求書が提出され、100 万円が支払われている。</p> <p>しかしながら、添付された予算書の支出の部の予備費を除く補助金対象経費は 160 万円となっており、補助金が東かがわ市国際交流団体活動補助金要綱に定める補助率 2 分の 1 以内を超え、同要綱に抵触する結果となっている。</p> <p>補助金交付決定通知書については、予算書を精査され、適正な交付金額で通知されたい。</p> <p>また、当該補助金の超過交付分については、要綱に抵触しないよう適切に措置されたい。</p>
注意事項	
ア	<p>実績報告書の収支報告書の記載について</p> <p>補助金実績報告書の収支報告書の支出項目の記載が、事業別の支出項目で記載されており、補助金交付要綱の交付対象経費に該当する経費か否かを判断することが困難な状況である。</p> <p>評価の妥当性の観点から今年度からは、補助対象経費に該当する費目別に支出額を記載するよう指示し、経費の判別が容易な記載に変更するよう検討されたい。</p>

要望事項	
ア	<p>「ホストタウン事業」について</p> <p>平成 29 年度より始まった「ホストタウン事業」については、一般的にオリンピックに参加する外国に向けての招致の一環とするものであると考えるが、当協会に市が依頼する事業には、児童交流の状況しか見受けられない。</p> <p>また、協会の会長から事前に聴取したこととしては、「ホストタウン事業」は市の担当者が独自の考えで協会の事業に取り入れ、補助金の受け皿団体として利用されたという思いを強くしている。</p> <p>協会が実施している「ホストタウン事業」は、学校教育課の児童交流とも類似していることから学校教育課の交流事業と協会の事業を明確に分けて実施することが望ましい。</p>

③ 公益社団法人東かがわ市シルバー人材センター

要望事項	
ア	<p>就業機会の創出について</p> <p>社会情勢が、65歳定年という流れの中で、各企業でも65歳以下の人材を何らかの形で雇用する体制が整備されてきていおり、センターの会員として、今までのように人材を確保することが困難となってきたことを聴取した。</p> <p>中でも草刈りや樹木の剪定業務については、季節によって利用者の需要に十分対応し切れていない状況にあることも聴取した。</p> <p>効率性、経済性又は有効性の観点から草刈りや樹木の剪定業務については、利用者の需要に対応できるよう、現在この業務に携わっていない会員向けの研修を多く取り入れるなど、後継者の人材育成に力を注ぐことが望まれる。</p>

第8 監査対象団体の概要

1 東かがわ市国際交流協会

ア 団体名： 東かがわ市国際交流協会（設立年月日：平成 15 年 7 月 29 日）

イ 目的(会則第 2 条)

当協会は、東かがわ市の国際交流を推進するとともに、市民の国際感覚の醸成を図る。

ウ 事業(会則第 3 条)

次の事業を行う。

- (1) 国際交流事業の企画立案
- (2) 国際交流に関する啓発及び情報発信に関する事業
- (3) 語学ボランティア事業
- (4) その他国際交流の推進に寄与する事業

エ 事務所所在地

香川県東かがわ市湊1847番地2（東かがわ市役所地域創生課内）

オ 組織(平成30年11月26日現在)

役員 5 名

会長	副会長	理事	監事	非常勤事務員
1 名	2 名	5 名	2 名	1 名

※この他、地域創生課職員が事務局の職員として事務処理を行っている。

カ 会員の推移

H28	H29	H30
53 名	51 名	18 名

※H30 は 10 月 31 日現在の会員数である。

キ 実施事業の内容

A) 実施事業

- 1) 会報刊行事業(年 1 回)
- 2) 日本語学習講座事業
 - ①日本語学習講座【市内在住外国人向け】（毎週 2 回、毎月 1 回）
 - ②日本語ボランティア養成講座【新規講師向け】
 - ③日本語ボランティア研修【講師スキルアップ】
 - ④勉強会【講師スキルアップ】
- 3) 交流体験事業「本町小学校・土曜日事業」

- 4) イベント開催事業
 - ①バドミントン大会 (年 1 回)
 - ②パークゴルフ大会 (年 1 回)
 - ③春節を祝う会 (年 1 回)
 - ④春の遠足 (年 1 回)
- 5) ホスタウン事業(中国北京海淀外国語学校受入)

B) その他事業

- 1) 理事会の開催(随時開催)

2 公益社団法人東かがわ市シルバー人材センター

ア 団体名：公益社団法人東かがわ市シルバー人材センター

(設立年月日:平成4年 11 月 1 日)

(法人格の取得:平成 24 年 4 月 1 日)

イ 目的(定款第3条)

定年退職者等の高年齢者(以下「高年齢者」という。)の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

ウ 実施事業(定款第4条)

前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高年齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供する。
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高年齢者のために、無料の職業紹介事業又は一般労働者派遣事業。
- (3) 高年齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習。
- (4) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高年齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業。
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、高年齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高年齢者の能力の活用を図るために必要な事業。
- (6) その他の目的を達成するために必要な事業。

エ 事務所所在地

香川県東かがわ市松原871番地1

オ 組織(平成29年8月31日現在)

役員9名

代表理事	理事	監事
2名	5名	2名

職員5名

正規職員	嘱託職員
4名	1名

キ 会員の推移

区 分		H28	H29	H30	3年間推移
性別	男性	272	253	243	△29
	女性	224	199	186	△35
年度年末会員数		493	452	429	△64
就業実人員		351	330	278	△73
就業率		71.2	73.0	64.8	△6.4
平均年齢		72.7	72.9	73.1	0.4
粗入会率 (%)		3.3	3.0	—	△0.3

※平成30年度は9月末の数値です。